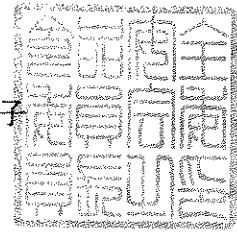




府食第294号
平成23年4月7日

厚生労働大臣
細川 律夫 殿

食品安全委員会
委員長 小泉 直子



食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて（回答）

平成23年3月30日付け厚生労働省発食安第0330第1号により貴省から当委員会に対し意見を求められた事項について、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり回答します。

記

以下の事項については、同法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる。

食品衛生法（昭和22年法律第233号）第11条第1項の規定に基づき定められた「食品、添加物等の規格基準」（昭和34年厚生省告示第370号）から、添加物2品目（N-アセチルグルコサミン及びダンマル樹脂）の成分規格及び添加物3品目（ニンニク抽出物、ペパー抽出物及びワサビ抽出物）の製造基準を削除すること。